

## 合資会社ケアスタッフサービス行動計画

次世代育成支援策推進法及び女性活躍推進法に基づき、社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 令和 3 年 5 月 1 日 ～ 令和 8 年 4 月 30 日までの 5 年間
2. 内容

- ・育児介護休業法に基づく、育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度を周知する。
- ・男性の育児休暇取得率が前年度 33% のため、本年度以降 50%以上を目標にし、取得しやすい環境づくりを目指し、諸制度の周知を図っていきたい。

### 《対策策》

令和 3 年 5 月から社内ホームページを活用した周知を実施する。